

発議第3号

令和6年6月10日

四万十町議会議長 味元 和義 殿

提出者 四万十町議会議員 張 本 伸 一

賛成者 四万十町議会議員 古 谷 幹 夫

文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明
に関する調査特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会

2. 設置根拠

地方自治法第109条及び四万十町議会委員会条例第6条

3. 設置の目的

本事業計画は、平成31年3月議会に提案されてより6年の歳月を要し議論をかさねてきた。しかしながら、本年3月定例議会において、この23億円にのぼる超大型文化的施設整備事業の中止（撤退）が町長より宣告された。これまで原案策定に関して膨大な公的資金を費やし教育文化関係者をはじめ、多くの職員を動員して策定された原案が水泡の如く無駄になった。

その要因はどこにあり何がそうさせたのか。こうした事態を招く結果となったことについて、政治的、法的、経済的、道義的等一連の責任を誰がとるのか。町民は詳細には知る由もなく、町行政に対し強い疑問と不満に晒されているのが現状である。

政治は結果が全てであり、町長が進めてきた施設規模2,000㎡約23億円の事業、また町民より提出された規模の見直しを求める（住民投票）の直接請求や町長の再議権行使の問題、さらには工事請負契約議案の提案など、請負業者をも巻き込んだ前代未聞の政治的混乱を招くに至った事態は、住民自治に反いた政治的判断の誤りが原因であり、町長の重大な失政であると言わざるを得ない。

私たち議会は住民の代表であり執行部の監視機関である立場から、その要因を究明し責任の所在を明らかにする行動が求められる。今後、同じ過ちを起こさず健全なる自治運営を整えることは、町行政の基本と責任である。よってこのたび「調査特別委員会」の設置を強く求めるものである。

4. 委員の定数

7人

5. 設置の期間

文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、目的が終了するまで継続して調査を行うものとする。